

公益財団法人秋田県長寿社会振興財団役員及び評議員の 報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団（以下「LL財団」という。）定款第13条（評議員に対する報酬等）及び第27条（役員に対する報酬等）の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、LL財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 前条の常勤役員には、職務遂行の対価として報酬を支払うことができる。

- 2 常勤役員のうち理事には、常勤役員俸給表（別表1）により報酬を支給するものとし、報酬額は評議員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 常勤役員のうち監事には、常勤役員俸給表（別表1）により報酬を支給するものとし、報酬額は評議員会の決議によって定めるものとする。
- 4 前条の評議員及び非常勤役員には、LL財団の評議員会及び理事会に出席したときは、報酬を支給する。
- 5 前項の報酬の額は、別表2のとおりとする。
- 6 監事が業務監査、会計監査その他LL財団の運営上、必要な監査を行った場合は、報酬を支給する。
- 7 前項の報酬の額は、別表2のとおりとする。
- 8 非常勤役員が、LL財団の業務に従事するため、主たる事務所で勤務したと

きは、報酬を支給する。

- 9 前項の報酬の額は、別表2のとおりとする。
- 8 役員及び評議員のうち、国及び地方公共団体の職員には報酬等並びに費用は支給しない。
- 9 LL財団は、役員及び評議員に対し、賞与及び退職金は支給しない。
- 10 使用人を兼ねる役員には、報酬等は支給しない。

(費用の支給)

- 第4条 第2条第1項第3号の常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、事務局職員給与規程に準ずる。
- 2 第2条第1項第2号及び第4号の評議員及び非常勤役員が評議員会及び理事会に出席するために経費を要する場合には、LL財団の事務局職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。
 - 3 非常勤役員が、LL財団の業務に従事するために要する経費は、LL財団の事務局職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。
 - 4 使用人を兼ねる役員には、費用は支給しない。

(支給方法)

- 第5条 第2条第1項第3号の常勤役員への支払い方法は、事務局職員給与規程に準ずる。
- 2 第2条第1項第2号及び第4号の評議員及び非常勤役員への支払い方法は、評議員会及び理事会に出席する都度、現金により支給する。

(公表)

- 第6条 LL財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- この規程は、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員俸給表
月額 上限250,000円

別表2 非常勤役員及び評議員の報酬

非常勤役員（理事）の報酬 非常勤役員（理事）が主たる 事務所で業務に従事した場合	1回 8,000円	年総額 400,000円
非常勤役員（理事）の報酬 非常勤役員（理事）が理事会 及び評議員会に出席した場合	1回 5,000円	年総額 500,000円
非常勤役員（監事）の報酬 非常勤役員（監事）が理事会 及び評議員会に出席した場合	1回 5,000円	年総額 100,000円
評議員の報酬 評議員が評議員会に出席した 場合	1回 5,000円	年総額 600,000円
監事が業務監査、会計監査そ の他LL財団の運営上、必要 な監査を行った場合	1回20,000円	年総額 120,000円